「育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)支給要領」抜粋

第2 事業所内託児施設設置・運営コース

1 目的

労働者が充実した職業生活と家庭生活を営むことのできる環境づくりを進めることが重要な課題となっている中で、子を養育する労働者の雇用の継続を図るための措置として、事業所内託児施設は、非常に有効なものである。

このため、労働者の仕事と育児を両立させるための環境整備に取り組む事業主等であって、一定基準を満たす事業所内託児施設の設置、運営、増築又は建替え等を行った事業主等に対して、事業所内託児施設設置・運営コースを支給することにより、その設置促進及び運営の安定化を図るとともに、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促し、労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

2 支給対象事業主等

次の各号のすべてに該当する事業主等であること。なお、事業主等には、共同して 事業所内託児施設の設置等を行う複数の事業主(第2において「共同事業主」という。) を含む。

- (1) 3の要件を満たす事業所内託児施設について、下記アから工までの各号のいずれかに該当する事業主等。
 - ア 事業所内託児施設を設置し、かつ、運営を開始したものであって、以下のすべてを満たす事業主等
 - (ア) 事業所内託児施設を設置し、かつ、運営を開始することについて、「事業所内託児施設設置・運営計画」(以下「設置・運営計画」という。)を、6の(1)に示すところに従って、当該申請に係る事業所内託児施設を所管する事業所の所在地を担当する地方事務所長(第2及び第8の1(1)において「地方事務所長」という。)に提出し、認定を受けていること。
 - (イ) 設置・運営計画に基づき、当該計画の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内託児施設を設置し、かつ、運営を開始していること。
 - イ 事業所内託児施設の運営を開始したものであって、以下のいずれかを満たす事業主 等
 - (ア)事業所内託児施設の運営を行うことについて、「事業所内託児施設運営計画」 (以下「運営計画」という。)を、6の(2)に示すところに従って、地方事務所 長に提出して認定を受け、認定日の翌日から起算して原則として6か月以内に 運営開始していること。

- (イ) 事業所内託児施設の運営を開始してから1年を経過する日までの期間(事業所内託児施設の運営開始予定日の2か月前の日の翌日から当該予定日の前日までの期間を含む。)に、運営計画を、6の(2)に示すところに従って、地方事務所長に提出し、認定を受けていること(以下「事後認定事業主等」という。)。
- ウ 既存の事業所内託児施設の増築又は建替えを行ったものであって、以下のいずれ かを満たす事業主等
 - (ア) 既存の事業所内託児施設について、5人以上の定員増を伴う増築又は安静室 を設ける増築を行う場合

当該増築を行うことについて、「事業所内託児施設増築計画」(以下「増築計画」という。)を、6の(3)のアに示すところに従って提出し、地方事務所長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として1年以内に、事業所内託児施設を増築していること。

なお、定員増を伴う増築の場合は、定員が5人以上、面積が35㎡以上増加 していること。安静室を設ける増築の場合は、利用定員2人以上、1人当たり 1.98㎡以上、面積3.96㎡以上の安静室であること。

また、増築の場合、運営費の助成は行わないものであること。

(イ) 既存の事業所内託児施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行う場合

当該建替えを行うことについて、「増築計画」を6の(3)のイに示すところに従って提出し、地方事務所長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として1年以内に、事業所内託児施設を建て替えていること。

なお、建替えに係る既存の事業所内託児施設は、3の要件を満たしており、かつ、建替え後の事業所内託児施設の建築延べ面積が、既存の事業所内託児施設より定員が5人以上、面積が35㎡以上増加していること。建替えの場合、運営費の助成は、行わないものであること。

また、建替えとは、既存の事業所内託児施設と同じ事業所の労働者を利用者とした新たな事業所内託児施設を設置し、既存の事業所内託児施設の用途を廃止することをいうこと。

- エ 事業所内託児施設の保育遊具等を購入したものであって、以下のすべてを満た す事業主等
 - (ア) 過去に、事業所内託児施設設置・運営コース(設置費、運営費又は増築費) の支給を受けたことがあること又は保育遊具等購入費と併せて事業所内託児施設置・運営コース(設置費、運営費又は増築費)の支給申請を行う予定であること。

- (イ) 事業所内託児施設に保育遊具等を購入することについて、「事業所内託児施設保育遊具等購入計画」(以下「保育遊具等購入計画」という。)を、6の(4)に示すところに従って地方事務所長に提出し、認定を受けていること。
- (ウ) 上記(イ)の保育遊具等購入計画に基づき、当該計画の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、保育遊具等を購入していること。
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業、第23条第1項に規定する育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に基づく一般 事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。

3 支給対象となる事業所内託児施設

(1) 事業所内託児施設設置・運営コースの支給の対象となる事業所内託児施設とは、以下の要件を満たすものであること。

ア 施設の規模について

乳幼児の定員が10人以上であり、1人当たりの面積が原則として7㎡以上であること。

イ 構造設備について

- (ア) 満2歳未満の子を保育する乳児室及び満2歳以上の子を保育する保育室(以下「保育室等」という。)のほか、調理室及び便所があること。
- (イ) 乳児室の面積は、1人当たり1.65㎡以上、保育室の面積は、1人当たり1.98㎡以上であること。
- (ウ) 乳児室は、保育室と区画すること。
- (I) 保育室等は、採光及び換気が確保されていること。
- (オ) 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室及び調理室と区画されていること。

また、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

- (カ) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (‡) 保育室等を 2 階以上に設ける建物は、児童福祉施設最低基準等の要件に適合すること。
- (ク) 安静室を設ける場合は、保育室と区画され、乳幼児の静養及び隔離機能が確保される部屋であって、以下の要件を満たすものであること。
 - a 施設の規模について 体調不調児が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98

m²以上であること。

b 設備について 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

ウ 運営について

(ア) 保育士の配置について

保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、常時2人以上配置されていること。

(イ) 医療機関との協力体制について 当該事業所において、医療機関との協力体制が確保されていること。

(ウ) 看護師の配置について

体調不調児対応型運営を行う事業所内託児施設の場合は、安静室には必ず看 護師1人が、配置されていること。

- (2) 事業所内託児施設の設置場所については、下記に該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること。
 - ア 事業所の敷地内
 - イ 事業所の近接地
 - ウ 労働者の通勤経路(駅ビル、駅に近接するビル、通勤に便利な場所)
 - エ 労働者の居住地の近接地(社宅、団地等)
- (3) 事業所内託児施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者(事業主団体にあっては、団体を構成する事業主が雇用する労働者)とするものであること。
- (4) 事業所内託児施設は、小学校就学の始期に達するまで(6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう。以下同じ。)の子について利用できる施設であること。
- (5) 託児時間は、当該事業所内託児施設を利用する労働者の労働時間を勘案して設定 し、労働者が利用しやすいものであること。
- (6) 利用者から託児料を徴収する場合は、適正な額であること。

4 支給額

支給額は、以下のとおりとする。

(1) 設置費

2の(1)ア及び3の要件を満たしている事業主等に対し、事業所内託児施設の新築 又は購入に要した費用(土地の取得に要した費用は除く。)の2分の1(平成19 年4月1日から平成22年3月31日までに運営を開始した中小企業事業主にあっ ては、3分の2) ただし、2,300万円を限度とし、1事業主1施設に限り支給する。

(2) 運 営 費

2の(1)ア又はイの要件を満たす事業主等で3の要件を満たしているものに対し、 事業所内託児施設の運営に要した費用(事後認定事業主等にあっては、事業所内託 児施設の運営を開始した日から運営計画の認定を受けた日までの間に当該施設の運 営に要した費用を除く。)の合計額の2分の1(平成19年4月1日から平成22 年3月31日までの間の運営費については中小企業事業主にあっては、3分の2) ただし、支給対象期間は、事業所内託児施設の運営を開始した日から5年間を限 度とし、1事業主1施設に限り支給する。

また、1年間の支給限度額は、施設の現在の乳幼児数(以下「現員」という。) に対応する区分、運営の形態に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

なお、現員が定員を超える場合は、現員を定員に読み替えて、定員に対応する区分を適用するものとする。

運営の形態				体調不調児
	通常型運営	時間延長型運営	深夜延長型運営	対応型運営
現員(注)				
		379万2千円に、	時間延長型運営の額	
15人未満	379万2千円	1日の運営時間数か	に、深夜における運	通常型運営、時間
		ら9時間を減じて得	営時間数(その時間	延長型運営又は深
		た時間数(その時間	数が延長時間数を超	夜延長型運営に加
		数が7時間を超える	える場合は、延長時	え体調不調児対応
		場合は、7時間。以	間数)に4万円を乗	型運営を行う場合
		下「延長時間数」と	じて得た額を加えた	は、それぞれの型
		いう。)に18万円	額	の額に、看護師の
		を乗じて得た額を加		配置にかかる費用
		えた額		165万円を加え
		5 4 0 万円に、	時間延長型運営の額	た額
15人以上20	5 4 0 万円	1日の運営時間数か	に、深夜における運	
人未満		ら9時間を減じて得	営時間数(その時間	
		た時間数(延長時間	数が延長時間数を超	
		数)に27万円を乗	える場合は、延長時	
		じて得た額を加えた	間数)に7万円を乗	
		額	じて得た額を加えた	
			額	
		699万6千円に、	時間延長型運営の額	
2 0 人以上	699万6千円	1日の運営時間数か	に、深夜における運	
		ら9時間を減じて得	営時間数(その時間	
		た時間数(延長時間	数が延長時間数を超	
		数)に36万円を乗	える場合は、延長時	
		じて得た額を加えた	間数)に9万円を乗	
		額	じて得た額を加えた	
			額	

(注)現員が定員を超える場合にあっては、定員とする。

(3) 增築費

ア 2の(1)のウの(ア)及び3の要件を満たしている事業主等に対し、1施設につき 既存の事業所内託児施設について、5人以上の定員増を伴う増築又は安静室を設け る増築に要した費用の2分の1

ただし、1,150万円を限度とする。

イ 2の(1)のウの(イ)及び3の要件を満たしている事業主等に対し、1施設につき 既存の事業所内託児施設の建替えに要した費用(土地の取得に要した費用及び既存 の事業所内託児施設の取り壊しに要した費用は除く。以下同じ。)に建替え後の事 業所内託児施設の定員に対する増加した定員の割合を乗じて得た額の2分の1

「建替え後の事業所内託児施設の定員に対する増加した定員の割合」とは、建替え後の事業所内託児施設の定員から既存の事業所内託児施設の定員を引いて得られた定員を、建替え後の事業所内託児施設の定員で除したものをいうこと。

ただし、2,300万円を限度とする。

(4) 保育遊具等購入費

2の(1)の工及び3の要件を満たしている事業主等に対し、実際に施設の保育遊具等(一品の単価が原則として1万円以上、総経費20万円以上のもので地方事務所長が認めたものとする。)の購入に要した額から、10万円を控除した額ただし、40万円を限度とし、5年間に1回の支給とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 支給額算定に当たっての留意点

(1) 上記4の(1)の「新築に要した費用」には、建築費のほか、以下の工事費及び設計監理料を含むものであり、施設の賃借に要する費用は含まないものであること。

工事名	工事内容
暖房設備工事費	温水暖房、蒸気暖房その他これらに類する暖房設備の設備 工事に要する費用
冷房設備工事費	冷房設備の工事に要する費用
避雷針設備工事費	建物に設置する避雷針の設置工事に要する費用

汚物処理設備工事費	浄化槽(配管を含む。)、その他汚物処理に必要な設備工事 に要する費用
排水設備工事費	敷地内の汚水及び雨水を敷地外に誘導する工事に要する費 用
水槽設備工事費	給水工事及びポンプ設備工事に要する費用のうち、建築主に おいて負担する費用
電気設備工事費	外線工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用 及び電気・放送設備に要する費用
消防用設備工事費 (自動火災報知設備工 事を含む。)	一般給水工事と別系統に配管された消火栓用配管設備工事に要する費用。ただし、ホースノズル等消火器具の設備に要する費用を除く(スプリンクラー、その他消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用を含む。)。
ガス設備工事費	屋外ガス設備の設置工事に要する費用のうち、建築主におい て負担する費用
自動火災報知設備工 事費	自動火災報知設備工事に要する費用
排煙設備、非常用照明 設備等工事費	排煙設備、非常用照明設備等建築基準法及び同法施行令の 規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用
テレビ 共聴設備工事費	共聴アンテナ(配線を含む。)の設備工事に要する費用
引湯・給湯工事費	引湯・給湯工事(配管を含む。)に要する費用。ただし、 暖房と併用のボイラーの設備工事に要する費用は、暖房設 備工事費に含まれる。
外構工事費	門、囲障、構内通路等の外構設置工事に要する費用

- (2) 上記4の(1)の「新築又は購入に要した費用」には、次のア~ウを含むものであること。
 - ア 既存の所有の建物を増築、改築(事業所内託児施設に用途変更するための内装 工事を含むが、既存の建物の取り壊しに要した費用は除く。以下同じ。)し、新 たに事業所内託児施設を設置した場合については、増築、改築に要した費用(支 給対象に係る部分のみ)
 - イ 既存の建物を購入して、増築、改築又は既存の託児施設を購入して、新たに事業所内託児施設を設置した場合については、購入費用及び増築、改築に要した費用の合計額(支給対象に係る部分のみ)
 - ウ 既存の建物を賃借して、増築、改築し、新たに事業所内託児施設を設置した場合については、増築、改築に要した費用(支給対象に係る部分のみ)

なお、既にある事業所内託児施設の増築(2の(1)のウの(ア)の場合を除く。)、 改築(2の(1)のウの(1)の場合を除く。)は、助成対象としないものであること。

- (3) 上記4の(2)の「運営にかかる費用」とは、次の範囲内とするものであること。
 - ア 事業所内託児施設に配置された専任の保育士又は看護師(体調不調児対応型運営の場合に限る。)の人件費(給料、諸手当、労働社会保険料等)

なお、給料には、保育士を保育従事者等研修会に参加させて、代替の保育士を 雇い入れた場合、代替の保育士に支払った賃金を含む。

- イ 事業所内託児施設が賃貸借施設である場合は、その借料(ただし、敷金、礼金 を除く。)
- ウ 事業主等が設置又は賃借した事業所内託児施設の運営を別企業に委託している場合は、その委託料のうち、専任の保育士又は看護師(体調不調児対応型運営の場合に限る。)の人件費及びその賃借している建物の借料(ただし、敷金、礼金を除く。)
- (4)上記4の(3)のアの「増築に要した費用」については、上記(1)に準じるものとする。
- (5) 上記4の(3)のイの「建替えに要した費用」については、上記(1)及び(2)に準じる ものとする。
- (6) 上記4の(4)の「保育遊具等」については、保育室において使用する積木等遊具の ほか、園庭に設置する遊具も含むものであること。

6 計画の認定申請

(1) 設置・運営計画の認定申請

設置・運営計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内託児施設の設置に 着手する2か月前までに、「事業所内託児施設計画認定申請書」(話様式第1号) (以下「事業所内託児施設認定申請書」という。)に次の書類を添付の上、地方事 務所長に提出するものとする。

- ア 新設する事業所内託児施設の付近見取図、配置図、平面図及び断面図(複数階ある場合は、平面図及び断面図は各階のもの)
- イ 増築・改築して事業所内託児施設を新設する場合は、増築・改築に係る部分の 増築・改築前の平面図、写真及び増築・改築図面(平面図及び断面図)
- ウ 新築又は増築・改築に要する費用の見積書(写)
- エ 建物を購入して事業所内託児施設を新設する場合は、購入予定価格書
- オ 建物を賃借して事業所内託児施設を新設する場合は、賃貸借契約書及び建物の 所有者の事業所内託児施設設置に関する承諾書(写)、かつ、増築、改築を行う 場合は、増築・改築に関する承諾書(写)
- カ 当該事業所内託児施設を借地上に建築する場合は、賃貸借契約書及び敷地の所有者の建築に関する承諾書(写)
- キ 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
- ク 安静室の平面図(体調不調児対応型運営を行う事業所内託児施設の場合)
- ケ 当該事業所内託児施設の利用条件(託児料、託児時間、利用者の範囲等)を明らかにする書類(写)
- コ 直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び納付書・領収証 書(写)

(2) 運営計画の認定申請

運営計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内託児施設の運営を開始する予定の日の2か月前までに、事業所内託児施設認定申請書に次の書類を添付の上、地方事務所長に提出するものとする。

なお、運営開始後1年未満の事業所内託児施設について、運営計画の認定を受けようとする事業主等(当該事業所内託児施設の運営を開始する予定の日の2か月前までに事業所内託児施設認定申請書を提出しなかった事業主等を含む。)は、事業所内託児施設の運営開始後1年を経過する日までに提出するものとする。

- ア 申請に係る事業所内託児施設の付近見取図、配置図及び平面図
- イ 申請に係る事業所内託児施設が賃借施設である場合は、賃貸借契約書(写)
- ウ 申請に係る事業所内託児施設が体調不調児対応型運営を行う場合は、安静室の 平面図
- エ 当該事業所内託児施設の利用条件(託児料、託児時間、利用者の範囲等)を明らかにする書類(写)
- オ 直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び納付書・領収証 書(写)

(3) 増築計画の認定申請

ア 既存の事業所内託児施設について、5人以上の定員増を伴う増築又は安静室を 設ける増築を行う場合

既存の事業所内託児施設の増築を行うに当たり、増築計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内託児施設の増築に着手する2か月前までに、事業所内託児施設認定申請書に次の書類を添付の上、地方事務所長に提出するものとする。

- (ア) 増築する託児施設の付近見取図、配置図及び平面図
- (イ) 上記(ア)が安静室の増築である場合は、安静室の平面図
- (ウ) 借地上に設置された事業所内託児施設を増築する場合は、賃貸借契約書及び 敷地の所有者の建築に関する承諾書(写)
- (I) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
- (オ) 増築に要する費用の見積書(写)
- (カ) 当該事業所内託児施設の利用条件(託児料、託児時間、利用者の範囲等)を 明らかにする書類(写)
- (キ) 直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び納付書・領収 証書(写)
- (ク) 4の(1)の設置費を受給した事業所が、運営開始後5年以内に定員増を伴う増築を行う場合は、増築が必要であることを明らかにする書類
- イ 既存の事業所内託児施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行う場合 既存の事業所内託児施設について建替えを行うに当たり、増築計画の認定を受けようとする事業主等は、建替えに着手する2か月前までに事業所内託児施設認 定申請書に次の書類を添付の上、地方事務所長に提出するものとする。

なお、事業所内託児施設の建替えに伴う、新たな事業所内託児施設の設置の方法は、新築による場合、増築・改築による場合、賃借した建物の増築・改築による場合等を含む。

- (ア) 既存の事業所内託児施設の付近見取図、配置図及び平面図
- (イ) 建替えに係る新たな事業所内託児施設の付近見取図、配置図、平面図及び断面図(複数階ある場合は、平面図及び断面図は各階のもの)
- (ウ) 増築・改築して事業所内託児施設を建替える場合は、増築・改築に係る部分 の増築・改築前の平面図、写真及び増築・改築図面(平面図及び断面図)
- (I) 新築又は増築・改築に要する費用の見積書(写)
- (オ) 既存の託児施設を購入する場合は、購入予定価格書
- (カ) 建物を購入し、増築・改築して事業所内託児施設に建替える場合は、購入予

定価格諸

- (キ) 建物を賃借し、増築・改築して事業所内託児施設に建替える場合は、賃貸借 契約書及び建物の所有者の事業所内託児施設設置に関する承諾書(写)、かつ、 増築、改築を行う場合は、増築・改築に関する承諾書(写)
- (ク) 事業所内託児施設を借地上に建替える場合は、賃貸借契約書及び敷地の所有 者の建築に関する承諾書(写)
- (ケ) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
- (コ) 当該事業所内託児施設の利用条件(託児料、託児時間、利用者の範囲等)を明らかにする書類(写)
- (サ) 直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び納付書・領収 証書(写)
- (シ) 4の(1)の設置費を受給した事業所が、運営開始後5年以内に定員増を伴う建 替えを行う場合は、建替えが必要であることを明らかにする書類

(4) 保育遊具等購入計画の認定申請

- ア 設置・運営計画、運営計画、増築計画の認定に併せ、保育遊具等購入計画の認 定を受けようとする事業主等は、設置、運営又は増築に着手する2か月前までに、 事業所内託児施設認定申請書に次の書類を添付の上、地方事務所長に提出するも のとする。
 - (7) 保育遊具等購入計画書
 - (イ) 保育遊具等購入に要する費用の見積書(写)
- イ 既存の事業所内託児施設について、保育遊具等購入計画の認定を受けようとする事業主等は、保育遊具等購入を行う予定の日の2か月前までに、事業所内託児施設認定申請書に次の書類を添付の上、地方事務所長に提出するものとする。

なお、その内容に変更がない場合は、下記(ウ)について、再度の提出を必要としないものとする。

- (ア) 保育遊具等購入計画書
- (イ) 保育遊具等購入に要する費用の見積書(写)
- (ウ) 事業所内託児施設の付近見取図、配置図及び平面図
- (I) 直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び納付書・領収 証書(写)

(5) 認定申請に当たっての留意事項

ア 共同事業主が上記(1)、(2)、(3)又は(4)の認定申請を行う場合は、そのすべて

- の事業主が各々認定申請を行わなければならない。その際、共同事業主構成事業 主名簿(話様式第1号別紙)を作成し、添付するものとする。
- イ 事業主団体が上記(1)、(2)、(3)又は(4)の認定申請を行う場合は、定款、寄付 行為、又は団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を 添付するものとする。

7 計画の認定

地方事務所長は、認定申請がなされた後、速やかにその内容を審査し、適切なものであると認めた場合は認定を行い、適切でないと認めた場合は不認定とする。

8 計画の認定の通知

(1) 地方事務所長は、設置・運営計画、運営計画、増築計画又は保育遊具等購入計画を認定した場合は、「事業所内託児施設設置・運営計画(変更)認定決定通知書」(託様式第2号)、「事業所内託児施設運営計画(変更)認定決定通知書」(託様式第2号)、「事業所内託児施設増築計画(変更)認定決定通知書」(託様式第2号)又は「事業所内託児施設保育遊具等購入計画(変更)認定決定通知書」(託様式第2号)により当該事業主等へ通知するものとする。

また、不認定とした場合は、「事業所内託児施設設置・運営計画(変更)不認定 決定通知書」(証様式第3号)、「事業所内託児施設運営計画(変更)不認定決定 通知書」(証様式第3号)、「事業所内託児施設増築計画(変更)不認定決定通知 書」(証様式第3号)又は「事業所内託児施設保育遊具等購入計画(変更)不認定 決定通知書」(証様式第3号)により、当該事業主等へ通知するものとする。

(2) 地方事務所長は、上記計画の認定を行った場合は、事業所内託児施設認定申請書の処理欄に所要事項を記載し、添付書類(写)を添付して、本部に送付するものとする。

9 計画の変更の申請及び認定

- (1) 設置・運営計画、運営計画、増築計画又は保育遊具等購入計画の認定を受けた事業主等において、当該計画を変更しようとする場合は、「事業所内託児施設計画変更認定申請書」(託様式第1号-2)によりその変更内容を記入して地方事務所長に提出しなければならない。法人の分割又は合併があった場合、法人名又は事業所名を変更した場合及び共同事業主の構成事業主の変更があった場合も同様とする。
- (2) 設置・運営計画、運営計画、増築計画又は保育遊具等購入計画の変更申請及び認 定を行う場合は、6、7及び8を準用する。

第9 支給申請手続

- 1 支給申請
 - (1) 事業所内託児施設設置・運営コース
 - ア 第2の2の(1)及び3の支給対象となる事業所内託児施設の要件を満たす事業主等が、事業所内託児施設設置・運営コースのうち、第2の4の(1)の設置費の助成を受けようとする場合は、次の(ア)の申請期間に、「育児・介護雇用安定等助成金〔事業所内託児施設設置・運営コース(設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費)〕支給申請書」(試様式第4号)(以下「事業所内託児施設設置・運営コース支給申請書」という。)を地方事務所長に提出するものとする。

なお、事業所内託児施設設置・運営コース支給申請書には、下記(イ)から(オ) までのいずれかに該当する場合に応じて、必要書類を添付するものとする。

- (ア) 事業所内託児施設設置・運営コース(設置費)の申請期間
 - a 運営開始日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月 末日までとする。
 - b 運営開始日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日 から1月末日までとする。
- (イ) 新築して事業所内託児施設を新設した場合
 - a 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 建物登記簿謄本
 - c 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び新築に要した総費用の 領収書(写)
 - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
 - e 当該事業所内託児施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に 関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類(写)
 - (ウ) 既存の所有の建物を増築、改築して事業所内託児施設を新設した場合
 - a 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び増築、改築に要した総費用の領収書(写)
 - c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに 増築、改築に係る部分の増築、改築後の写真
 - d 当該事業所内託児施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に 関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類(写)

- (I) 購入して事業所内託児施設を新設した場合
 - a 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 所有権移転登記後の建物登記簿謄本
 - c 売買契約書(写)及び購入に要した費用の領収書(写)
 - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに 増築、改築に係る部分の増築、改築後の写真
 - e 既存の建物を購入して、増築、改築を行った場合は、工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び増築、改築に要した総費用の領収書(写)
 - f 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書(土地付建築物を購入 した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ)
 - g 当該事業所内託児施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類(写)
- (オ) 既存の建物を賃借し、増築、改築して事業所内託児施設を新設した場合
 - a 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに 増築、改築に係る部分の増築、改築後の写真
 - c 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び増築、改築に要した総 費用の領収書(写)
 - d 当該事業所内託児施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類(写)
- イ 第2の2の(1)又は(2)及び3の支給対象となる事業所内託児施設の要件を満た す事業主等が、事業所内託児施設設置・運営コースのうち第2の4の(2)の運営費 の助成を受けようとする場合は、次の(ア)の申請期間に、事業所内託児施設設置・ 運営コース支給申請書を地方事務所長に提出するものとする。

なお、事業所内託児施設設置・運営コース支給申請書には、下記の(イ)から(シ)までの書類を添付するものとする。

また、当該申請を行ったことのある事業主等で、その内容に変更がない場合においては、下記(イ)及び(コ)のうちの各免許証(写)、(カ)並びに(キ)について、再度の提出を必要としないものとする。

(ア) 事業所内託児施設設置・運営コース(運営費)の申請期間

毎年1月1日から12月末日までのうち第2の4の(2)に規定する支給対象期間に該当する期間について、翌年の1月1日から1月末日までに申請するものとする。ただし、運営開始日より運営計画の認定日が後のものについては、初

年度のみ、運営計画の認定日の翌日から 12 月末日までの期間について申請するものとする。

- (イ)事業所内託児施設に配置される保育士の免許証(写)、賃金台帳(写)及び 出勤簿(写)
- (ウ) 毎年1月1日から12月末日までのうち支給対象期間に該当する期間について、託児の実施状況を明らかにする書類
- (I) 事業所内託児施設が賃借施設である場合は、当該施設の賃借料領収書(写)
- (1) 託児事業の運営が別企業への委託である場合は、その委託料のうち専任の保育士の人件費部分を証明する書類
- (カ) 当該事業所内託児施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類
- (‡)事業所内託児施設を所管する事業所が医療機関以外である場合は、医療機関 との協力体制が確保されていることを証明する書類
- (ク)直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び納付書・領収 証書(写)
- (ケ) 時間延長型運営を行う事業所内託児施設の場合(運営時間が深夜に亘る場合を含む。)は、その託児の実施状況を明らかにする書類
- (コ) 体調不調児対応型運営を行う事業所内託児施設の場合は、当該事業所内託児 施設に配置される看護師の免許証(写)、賃金台帳(写)及び出勤簿(写)
- (サ)体調不調児対応型運営を行う事業所内託児施設の場合は、安静室の利用状況 を明らかにする書類
- (シ) 保育士を保育従事者等研修会に参加させて代替の保育士を雇い入れた場合、 代替の保育士に支払った賃金台帳(写)及び保育従事者研修会の開催通知等
- ウ 第2の2の(3)のア及び3の支給対象となる事業所内託児施設の要件を満たす 事業主等が、事業所内託児施設設置・運営コースのうち第2の4の(3)のアの増築 費の助成を受けようとする場合は、次の(ア)の申請期間に、事業所内託児施設設置 ・運営コース支給申請書を地方事務所長に提出するものとする。
 - なお、事業所内託児施設設置・運営コース支給申請書には、下記(イ)から(オ)までの書類を添付するものとする。
 - (ア) 事業所内託児施設設置・運営コース(増築費)の申請期間
 - a 運営再開日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月 末日までとする。
 - b 運営再開日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日 から1月末日までとする。
 - (イ) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける

場合のみ)

- (ウ) 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び増築に要した総費用の領収書(写)
- (I) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに増築に係る部分の 増築後の写真
- (オ) 当該事業所内託児施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写)
- エ 第2の2の(3)のイ及び3の支給対象となる事業所内託児施設の要件を満たす事業主等が、事業所内託児施設設置・運営コースのうち第2の4の(3)のイの増築費の助成を受けようとする場合は、次の(ア)の申請期間に、事業所内託児施設設置・運営コース支給申請書を地方事務所長に提出するものとする。

なお、事業所内託児施設設置・運営コース支給申請書には下記(イ)から(オ)までのいずれかに該当する場合に応じて、必要書類を添付するものとする。

- (ア) 事業所内託児施設設置・運営コース(増築費)の申請期間
 - a 運営再開日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月 末日までとする。
 - b 運営再開日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日 から1月末日までとする。
- (イ) 新築により事業所内託児施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 建物登記簿謄本
 - c 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び新築に要した総費用の 領収書(写)
 - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
 - e 当該事業所内託児施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写)
- (ウ) 既存の所有の建物の増築、改築により事業所内託児施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び増築、改築に要した総 費用の領収書(写)
 - c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに 増築、改築に係る部分の増築、改築後の写真
 - d 当該事業所内託児施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わし

た利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写)

- (I) 購入により事業所内託児施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 所有権移転登記後の建物登記簿謄本
 - c 売買契約書(写)及び購入に要した費用の領収書(写)
 - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに 増築、改築に係る部分の増築、改築後の写真
 - e 既存の建物を購入して、増築、改築を行った場合、工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び増築、改築に要した総費用の領収書(写)
 - f 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書(土地付建築物を購入 した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ)
 - g 当該事業所内託児施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写)
- (オ) 既存の建物を賃借し、増築、改築して事業所内託児施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに 増築、改築に係る部分の増築、改築後の写真
 - c 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写)及び増築、改築に要した総費用の領収書(写)
 - d 当該事業所内託児施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写)
- オ 第2の2の(4)及び3の支給対象となる事業所内託児施設の要件を満たす事業主等が、事業所内託児施設設置・運営コースのうち第2の4の(4)の保育遊具等購入費の助成を受けようとする場合は、次の(ア)の申請期間に、事業所内託児施設設置・運営コース支給申請書を地方事務所長に提出するものとする。

なお、事業所内託児施設設置・運営コース支給申請書には、下記の(イ)から(I) までの書類を添付するものとする。

- (ア) 事業所内託児施設設置・運営コース(保育遊具等購入費)の申請期間
 - a 保育遊具等購入費の助成を、事業所内託児施設設置・運営コース(設置費、 運営費又は増築費)と併せて受けようとする場合

設置費、運営費又は増築費の申請と同時期に申請するものとする。

b 保育遊具等購入費の助成のみを受けようとする場合 保育遊具等を購入した日が、1月1日から6月末日までである場合 は、7月1日から7月末日までとする。

保育遊具等を購入した日が、7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までとする。

- (イ) 保育遊具等購入品目の請求書(写)
- (ウ) 保育遊具等購入品目の領収書(写)
- (I) 保育遊具等購入品目の写真
- カ 共同事業主が、上記ア、イ、ウ、エ又はオの支給申請を行う場合は、そのすべての事業主が各々ア、イ、ウ、エ又はオの支給申請を行わなければならない。
- キ 上記ア、イ、ウ、エ又はオの支給申請には、さらに下記の書類を添付すること。 なお、当該申請を行ったことのある事業主等で、その内容に変更がない場合は、 再度の提出を必要としないものとする。
 - (ア) 労働協約(写)又は就業規則(写)

育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業及び第23条第1項に規定する育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を定めていることが確認できる部分

(イ) 一般事業主行動計画策定・変更届(写)

(以下略)

第10 支給事務手続

1 支給台帳の作成

地方事務所長は、事業主等から提出された支給申請書を受理した場合は、「育児・介護雇用安定等助成金支給台帳」(育介様式第1号)を作成し、所要事項を記載する ものとする。

2 支給の決定

- (1) 地方事務所長は、支給申請書等により受給資格の有無及び支給要件を満たしているか等を審査し、育児・介護休業者雇用安定等助成金の支給又は不支給の決定を行うものとする。なお、必要に応じて実地調査又は事情聴取等を行うこととする。
- (2) 地方事務所長は、支給申請書に審査結果を記入するとともに、支給の決定をした場合は、支給決定年月日、支給決定番号等を記入するものとし、不支給の決定をした場合は、備考欄にその理由を記入するものとする。

3 支給決定等の通知

- (1) 地方事務所長は、育児・介護休業者雇用安定等助成金の支給の決定をした場合は、 「育児・介護雇用安定等助成金支給決定通知書」(育介様式第2号)により、また、 不支給の決定をした場合は、「育児・介護雇用安定等助成金不支給決定通知書」(育 介様式第3号)により申請事業主等に通知するものとする。
- (2) 地方事務所長は、支給の決定をした場合は、支給申請書等(本部提出用)に添付書類(写)を添付して本部に送付するものとする。
- (3)地方事務所長は、不支給の決定をした場合は、「育児・介護雇用安定等助成金不支給決定通知書」(写)により、財団本部に報告するものとする。

4 支給の方法

育児・介護休業者雇用安定等助成金の支給は、財団本部から、支給申請書に記載された申請事業主等の金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。